

京都市優良職員等表彰規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年9月12日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第62号

京都市優良職員等表彰規則の一部を改正する規則

京都市優良職員等表彰規則の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

- 2 京北町の区域の編入の日の前日に同町の職員であった者で引き続き本市の職員として採用されたものに対する第3条第3項の規定の適用については、同項中「本市」とあるのは、「本市及び旧京北町」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務局人事部人事課)